

平成21年10月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号取立債権・各差押債権取立請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成21年7月14日

判 決

一審原告 国

一審被告 独立行政法人Y

主 文

1 一審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

一審被告は、一審原告に対し、492万5390円及びうち165万4950円に対する平成19年4月11日から、うち280万2750円に対する平成18年7月7日から、うち46万7690円に対する平成19年4月11日から、各支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 一審被告の本件控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審とも、一審被告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告

主文と同旨

2 一審被告

(1) 原判決中の一審被告の敗訴部分を取り消す。

(2) 上記取消しに係る部分についての一審原告の各請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1、2審とも、一審原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、一審原告が、A（以下「A」という。一審被告はAの権利義務を承継した。）との間で共済契約を締結していた租税滞納者（以下「共済契約者」ともいう。）に対する租税債権を徴収するため、当該共済契約者の一審被告に対する共済契約に基づく解約手当金債権を差し押さえ、これによって取得した解約手当金債権の取立権を行使するために共済契約を解除したとして、一審被告に対し、解約手当金及びこれに対する請求の日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案（取立訴訟）である。

一審被告は、①共済契約者ではない一審原告が共済契約者の共済契約を解除することはできない、②仮に解除することができるとしても、解約手当金債権に係る遅延損害金は発生しない、仮に発生するとしても、その起算日は支払の準備のための合理的な期間が経過した時である、③仮に発生するとしても、商事法定利率の適用はない、と主張した。

原審が、上記①②を採用せず、一審原告による共済契約の解除と解約手当金債権に係る遅延損害金の発生を認め、上記③を採用して、遅延損害金につき商事法定利率の適用はなく民法所定の年5分としたため、双方が控訴した。

2 前提事実並びに争点及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2に記載（原判決3頁11行目から15頁6行目まで）のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決13頁末行の「乙事件解約手当金債権」を「丙事件解約手当金債権」に改める。

3 当審における主張

(1) 一審原告

ア 商人がその営業のためにする行為は商行為とされ（商法503条1項）、商人の行為はその営業のためにするものと推定され（同条2項）、これを争

う者において当該行為が営業のためにするものでないこと、すなわち、営業と無関係であることの主張立証責任を負うものと解される（最高裁第二小法廷平成20年2月22日判決・民集62巻2号576頁）。

イ 共済契約者であるB、C及びDは、いずれも商人であり、本件各契約は、その行為自体の客観的性質からいずれもその営業のためにする行為であることが明らかであり、営業と無関係な行為であることの立証はないから、上記商法503条2項の推定は覆らない。

ウ 小規模企業共済法に基づく共済制度の趣旨目的は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することであり、小規模企業者が商人である場合には、本件各契約の締結はその事業の振興に寄与すること、すなわち、事業（営業）の維持便益を図ることもその目的の一つである。そして、共済制度は、貯蓄的性格を有しており資金運用の手段として利用することができ、附帯事業として契約者貸付制度を設け、共済契約者は一定の要件のもとに納付した掛金の範囲内で簡易迅速に事業資金の貸付けを受けることができるものとされている。したがって、この共済制度は、事業の廃止等を契機として生計に窮した事業主等個人の生活の保障を図ることのみをその目的としたものではない。

本件各契約は、いずれも契約者貸付制度が既に存在している時期に締結されており、B及びDは実際にこの貸付制度を利用している。

エ 以上から、本件各契約の締結は附屬的商行為であり、その解除によって生じた本件各解約手当金債権は商事債権であるから、その遅延損害金の利率は商事法定利率によるべきである。

(2) 一審被告

ア 解除権行使の可否について

(ア) 共済契約は、通常の契約と異なり、経営基盤の脆弱な小規模企業事業主が事業を継続できなくなった場合など一定の事由が発生した場合に、今

後の生活を保障するための社会保障制度の一環であって、「小規模企業事業主のための退職金制度」、「小規模企業事業主のセーフティネット」といわれ、生活保障の最後の砦となっていることも多い。したがって、安易に第三者による解除が認められるとすると、共済制度そのものの存在意義が根本から失われかねないし、共済制度自体を大きく揺るがしかねない。

(イ) 本件各解約手当金債権が法令上差押禁止債権とされていないからといって、直ちに差押えが可能であると結論付けることはできない。現実には差押えを受けている共済契約者は何らかの事情で困窮している者も多いと考えられるから、その生活を保障する必要性は差押禁止とされているケースと同様に認められるべきである。

(ウ) 仮に第三者による共済契約の解除が認められるとしても、解除権の行使が取立ての目的・範囲を超えていないか否かを個別に検討すべきであり、単に差押え前及び解除権行使時における各租税債権の額が各解約手当金債権の額を上回ることのみで、これを認めるべきではない。共済契約者の返済意欲・能力、租税債権の滞納状況及び返済の状況（CとDの租税債務は消滅時効が完成している部分が多いのではないかと考えられるし、Cは契約者貸付を利用して借入れをし任意に租税債務を支払うことが可能であったと考えられる。）、解約手当金と解除時に算定される共済金の差額、他に差し押さえるべき資産の有無、本人の生活状況（Dは解除時に64歳で7か月後に65歳になったのであるから特に諸事情を精査すべきである。）、などを検討し、総合的に判断すべきである。

イ 遅延損害金の発生について

(ア) 一審被告は、小規模企業共済法に基づいて共済制度を運用しているが、共済金や解約手当金等について履行遅滞による損害金を支払う法の根拠規定が全くなく、遅延損害金は立法上想定されていない。遅延損害金の支払が命じられても原資がないし、予算措置も講じられていない。他の資金

及び運用益から支出することも共済制度上容認し難い。したがって、遅延損害金の発生はそもそも認められるべきではない。

(イ) 仮に遅延損害金が発生するとしても、共済金や解約手当金等の支給手続に通常要すべき合理的期間が経過するまでの間は遅滞の責を負わないというべきである。この期間は、共済契約者からの請求の場合は、実務上21日間を要し、第三者からの解除権行使の場合は、解除権行使の前に共済事由又は解除事由が既に発生していたか否かを確認しなければならない(文書照会、回答待ち、回答後の処理、無回答の場合の対応などを含む。)から、目安として最低でも35日から65日が必要である(特別の事情がある場合はその調査に要する期間はほとんど算定不可能というはかない。)

(ウ) 以上から、本件における遅延損害金の起算日について、債務不履行に関する民法法理を適用することは大いに疑問がある。特にCについては、一審被告に対する解除の意思表示のあった日の翌日から遅滞に陥るとする判断は見直されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、一審原告の本件各請求を全部認容すべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 解除権行使の可否及び遅延損害金の発生について

この点についての判断は、下記3に当裁判所の補充の判断を加えるほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2に記載(原判決15頁8行目から17頁20行目まで)のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決17頁5行目の「いずれも」の次に「その履行につき」を加える。

3 当裁判所の補充の判断

(1) 一審被告は、前記のとおり、小規模企業共済法による共済契約を解除する

権利は共済契約者以外の第三者が行使することはできないものと解すべきである旨を主張するが、租税債務を滞納しその督促に応じない者に貯蓄と同等の経済的効用を有する共済掛金を保持させたままで租税債務の取立てを禁止することは、社会的公平の見地から妥当なものとはいえないから、上記の主張を採用することはできない。

また、一審被告は、差押え及び取立てのための解除権行使に関して、取立ての目的・範囲を逸脱するか否かの判断は、各共済契約者の個別具体的な事情を総合的に考慮して行うべきであると主張するが、租税債権が金銭債権であることにかんがみれば、取立ての目的・範囲を逸脱するか否かの判断に際して考慮すべき事項は、特段の事情がない限り、滞納している租税債務の額と解約手当金の額との比較以外には存在しないものと考えられるから、特段の事情の認められない本件においては、一審原告の解除権の行使は是認できるものというべきである。一審被告の上記の主張も採用することができない。

(2) 一審被告は、「共済契約の解除によって生じる解約手当金支払債務については履行遅滞は想定されておらず、遅延損害金を支払うべき法律上の根拠も支払原資もない。仮に遅延損害金を支払うべきであるとしても、支給手続に必要な相当期間を経過した後でなければ遅滞に陥らないと解すべきである。」と主張する。

しかし、共済契約の解除によって生じた解約手当金支払債務は通常金銭債権であって、その債務の履行について期限及び遅滞を当然に観念することができるものであるから、単に法令にその履行が遅滞した場合についての規定がないからといって、履行遅滞の責任を問われたいとするのは相当でない。

また、解約手当金を支払うべき場合において、請求のあった日から実際に支払をする日まで一定の期間が必要となることは否定できないが、しかし、民法412条3項が「債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。」と規定している以上、

一審被告の主張する固有の事情を考慮して「支給手続に必要な相当期間」を経過した後でなければ遅滞に陥らないと解することはできず、請求によって直ちに遅滞に陥るものと解すべきである。

なお、乙事件契約の解除については、解除の意思表示と解約手当金の支払請求とが同一の書面でなされているが、これについては、まず共済契約解除の意思表示によって解約手当金支払債務が履行期限の定めなき債務として発生し（その履行期は直ちに到来する。）、そしてその支払請求により遅滞に陥ったものと解されるから（解除の意思表示と支払請求との間に極めて短時間ではあるが時間的間隔を観念することができる。）、たとえそれらが同一の書面でなされたとしても、その支払請求により解約手当金支払債務は遅滞に陥るものというべきである。民法412条3項に対する例外は、明文の規定がある場合等（民法591条1項、不法行為に基づく損害賠償債務）に限られるべきである。

一審被告の上記の主張は採用することができない。

4 遅延損害金の利率について

本件各契約の共済契約者であるB、C及びDがいずれも商人であることは当番者間に争いがなく、本件各契約の締結は、商法503条により商行為であると推定され、これを覆すに足りる証拠はない。そうすると、本件各契約の解除によって生じた本件各解約手当金支払債務は商事債務であると認められ、その履行遅滞によって生ずる遅延損害金の利率は、商事法定利率年6分とすべきである。

確かに、共済制度は、事業の廃止等を契機として生計に窮した事業主等個人の生活の保障を図ることを目的とするものであるが、しかし、それに尽きるものではなく、小規模企業の振興に寄与することも目的としており（小規模企業共済法1条）、そのために、小規模企業共済契約者貸付制度が設けられて、共済契約者は、一定の要件のもとに自己が納付した掛金の額の範囲内で事業資金

の貸付けを受けることができるのであるから、そうとすれば、共済契約の締結を「商人がその営業のためにする行為」として商行為というに差し支えないものというべきである。

第4 結論

よって、一審原告の控訴に基づき原判決を変更し、一審被告の本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 原田敏章

裁判官 加藤謙一

裁判官 小出邦夫